○広島国際大学研究支援・社会連携マネジメント部会の運営に関する要領

2024年4月1日

改正　2026年4月1日

(趣旨)

第1条　この要領は、広島国際大学内部質保証委員会規定第6条第1項に定める広島国際大学内部質保証委員会（以下「委員会」という）の小委員会として設置する広島国際大学研究支援・社会連携マネジメント部会（以下「部会」という）の構成、任務、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条　部会は、つぎの部会員をもって構成する。

イ　副学長（研究支援・社会連携総括）

ロ　研究支援・社会連携センター長

ハ　研究支援・社会連携センター副センター長

ニ　研究支援・社会連携センター部長

ホ　研究支援・社会連携センター課長

ヘ　その他必要に応じて部会長が任命した者　若干名

2　前項にかかわらず、部会長は必要に応じてオブザーバーとして関係者の出席を認めることができる。

(部会員の任期)

第3条　前条第1項イ号からホ号までの委員の任期は、その在任期間中とする。

(任務)

第4条　部会は、つぎの事項を掌る。

イ　研究支援、社会連携に関する目標の設定・計画および成果・達成状況の点検

ロ　その他委員会が必要と認めた事項

(部会長およびその職務)

第5条　部会に、部会長1名を置く。

2　部会長は、第2条第1項イ号の副学長をもって充てる。

3　部会長は、部会を招集し、議長となる。

(内部質保証委員会への報告)

第6条　部会長は、審議の経過および結果について速やかに内部質保証委員会委員長に報告しなければならない。

(部会の庶務)

第7条　部会の庶務は、研究支援・社会連携センターで取り扱う。

(要領の改廃)

第8条　この要領の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。

付　則

1　この要領は、2024年4月1日から施行する。

2　この改正要領は、2026年4月1日から施行する。